

平成 3 0 年 8 月 2 0 日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 8 月定例総会議事録

- 1 開催日時 平成 30 年 8 月 20 日(月)午後 1 時 30 分から 2 時 00 分
- 2 開催場所 下郷町役場庁舎 3 階 「302 会議室」
- 3 出席委員 (11 人)

会 長

11 番 渡 部 功

会長職務代理者

8 番 星 正 喜

委 員

1 番 渡 部 友 之

2 番 佐 藤 行 正

3 番 佐 藤 輝 男

4 番 星 竹 美

5 番 星 希

6 番 星 兵 吉

7 番 星 隆 雄

9 番 佐 藤 昭 一

10 番 小 山 常 喜

- 4 欠席委員 なし

- 5 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

5 番 星 希 委員

6 番 星 兵 吉 委員

日程第 2 議案第 18 号 農地利用集積計画の決定について

日程第 3 議案第 19 号 農地利用配分計画(案)について

- 6 農業委員会事務局職員

- ・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡部 浩市
- ・ 会議の書記 事務局 小椋 沙織

議 長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、11 名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、平成 30 年 8 月定例総会を、開会いたします。

議 長 本総会には、2 議案、2 件を提案いたしますので、委員各位の慎

重なる審議をお願いいたします。

それでは会務の報告を、おこないます。事務局から報告をさせます。

局 長 (会務の報告)

議 長 これで会務の報告を終わります。

日程第 1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。

議事録署名委員は、会議規則第 8 条の規定により、5 番 星 希委員、6 番 星 兵吉委員の両名を指名いたします。

両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議 長 直ちに、議事に入ります。

日程第 2、議案第 18 号農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局 長 それでは、1 ページをお開きください。

議案第 18 号 農用地利用集積計画の決定について。

平成 30 年 8 月 1 日付 30 産第 498 号で、下郷町長 星 學より農用地利用集積計画につき諮問がありましたので、これを審査のうえ適否を決定する。

平成 30 年 8 月 20 日提出 下郷町農業委員会 会長 渡 部 功

2 ページから 5 ページにのせてございます。3 ページをご覧ください。

貸し手が 4 人、借り手が 3 人でございます。貸し手は、

外 3 名でございます。

借り手は、農地中間管理機構である公益財団法人 福島県農業振興公社外 2 名になります。

利用権の設定面積は、賃貸借権設定で田が 11 筆で、20,834 m²になります。

設定期間は、3～5 年が、7 筆、12,880 m²です。10 年以上が、4 筆、7,954 m²で、合計 11 筆、20,834 m²になります。

次に 4 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、新規が 4 件です。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積計画の内容が、「下郷町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」要件に適合していることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。 以上でございます。

議長 只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第18号農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。
お諮りします。本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第18号農用地利用集積計画の決定については、原案を適正と決定されました。

議長 日程第3、議案第19号農用地利用配分計画(案)について、を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 続いて、6ページをお開きください。
議案第19号 農用地利用配分計画(案)について
平成30年8月1日付30産第499号で、下郷町長 星 學より、農用地利用配分計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により下記のとおり意見を述べるものとする。
記としまして、意見の内容、農用地利用配分計画(案)のとおり適当と認める。
平成30年8月20日提出 下郷町農業委員会会長 渡 部 功
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構は、市町村に対し、農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるとあり、同条第3項に、利用配分計画案の作成を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会意見を聴くものとするとしており、本議案により、農業委員会の意見を求めるものでございます。
7ページをご覧ください。
農地中間管理機構による借受け希望者は、あらかじめ、エントリーシートを提出してもらい、農地中間管理機構において、インターネット等で公表されます。
農用地利用配分計画は、福島県農業振興公社 農地中間管理事業の実施に

関する規程第13条で、公社は基本原則に基づき、農用地等の貸付先を決定するものとする。この規程に基づき、貸付者が決定されることになります。

本案件は、ただ今、議案第18号で、議決いただきました。借り手が、福島県農業振興公社で、貸し手が、XXXXXXXXXX 2名で、4筆で 田、7,954㎡を、農地中間管理機構である福島県農業振興公社より、株式会社 金子牧場が、11年の賃借権を設定し、牧草を作付けするものであります。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

議長 ただ今から、質疑に入らせていただきます。
ご質疑ある方は、挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第19号農用地利用配分計画(案)の決定について、採決いたします。
お諮りします。
本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第19号農用地利用配分計画(案)の決定については、原案を適当と決定されました。

議長 以上で、本定例会に付議されました議事は、全案終了いたしました。
続きまして、当面の会務予定について事務局より説明をお願いいたします。

局長 (会務の予定)

議長 これで会務予定の説明を終わります。
これをもちまして本定例会を閉会といたします。

(午後2時00分終了)

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

平成 3 0 年 8 月 2 0 日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員

